

## 奈良県聴覚障害者協会「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

### 1. 手話言語条例の制定について

奈良県では、奈良県議会が2014年6月定例議会で「手話言語法の制定を求める意見書」を採択しました。条例化は全国で3県にとどまっていますが、手話が意志疎通のための最重要な手段であり、言語として認められているもとの、奈良県が後れを取らないよう頑張ります。

### 2. 奈良県の就職事情

「職場でのコミュニケーションの問題」を解決し、企業に法定雇用率を守ってもらう努力をします。「初めて聴覚障害者と接して、どのように対応してよいかわからない」といった問題や、「障害の中身をよく知らない、聴覚障害とはわかりにくい」という採用する側の面接担当者の配慮や、健常者への教育も怠らないようにすべきです。

### 3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳士の資格を持った通訳者は、社会にとって大切な専門家です。病院で聴覚障害者と医師の間で手話通訳を利用できるか否かは、正しい診断や治療を行う上で極めて重要です。手話通訳士が、それに見合った身分を保障することは大切です。自治体や公的病院などが正規雇用職員として採用するなど政治の責任を果たします。

### 4. 高齢聴覚障害者の支援

高齢の聴覚障害者が孤立することなく、市民として平等に生活を営むための情報・コミュニケーションを権利として保障することが第一です。いろいろな活動に参加する機会を保障し、言語の意思疎通のための手段についての選択を自由にすることと、高齢聴覚障害者の特有の介護・生活援助の手立てが必要です。

### 5. その他

手話通訳、要約筆記など、コミュニケーション支援事業の利用はすべて無料とし、必要な経費は義務的経費となるよう頑張ります。聴覚障害者は手話通訳・要約筆記を付けることで健常者と同じ条件に立つことができます。聴覚障害者が手話などでコミュニケーションをすることは基本的人権の一つです。

### 6. 回答者氏名 日本共産党 宮本次郎

以上